記入例(付表1)

様式第1(第3条関係)

事業計画概要書

令和 4 年 8 月 1 日

東郷町長

殿

個人名又は法人名を記入してください。(法人 の場合は、代表者名も記入してください。)

住所

愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

▲ 氏名

㈱トーゴーもっこくホーム

代表取締役 東郷あやめ

電話

0561-38-3111

押印不要

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第7条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1	事業計画に含まれる地 域の名称	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴100番地の一部、 101番地の一部、103番地の一部	
2	事業区域の面積	1,106.11 ^{m²}	
3	予定建築物等の用途	戸建住宅(宅地分譲5区画) ← 戸数も記入してく	(ださい。
4	工事施行者住所氏名	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地 (株)トーゴーもっこくホーム 住所も記入してく 代表取締役 東郷あやめ	ください。
5	工事着手予定年月日	令和4年12月1日	
6	工事完了予定年月日	令和5年3月31日	
7	その他必要な事項		

代理人連絡先

氏名: (株)トーゴーもっこくホーム

東郷あやめ

連絡先

(電話番号): 0561-38-3111 (メールアドレス): togo@xxx.xxx.co.jp

(FAX): 0561-38-3111

事業計画概要書(付表1:宅地開発)

												 基準値:16 寺例地:13	
(1)	区画数		5	区	画						(全区画の	2割)
(2)	1 区画当	たりの敷地面	最高	255	.22	o m²⊅	ら最低	£ 10	66.1 ⁻	1 m²			[
	積				-								
(3)	新設道路		幅員	6.	0	m,	延長3	30.0)	m			
			幅員	_	m,	延長	—	m	合計	面積	20	00.0 m ²	
(4)	交通安全	施設	防護相	₽		1	か所	道路	各照明加	施設	1	か所	
			視線認	§導標		1	か所	道路	各反射銀	滰	1	か所	
			区画線	Ŕ	1		か所						
(5)	緑化 🔨		公園	_	m²	(内部	- 5	n	ı², -	– 1	m²)		
[一声]	\ 建住宅の場合		緑地	_	m^2	(内部	-	n	ı², -	– 1	m^2)		
	郷セントラ	ラル地区の場合 ¦	合計面	ī積	_	m^2							
Ĺ		準あり) i	(事業	美区域	にす	すする	割合	_	%)		 ¦ 新	 設道路に	L 下水道管 !
(6)	下水道計	·画	管径	_	mm,	延長	–	m	4		_	設置する場	
			管径	_	mm 、	延長	Ę –	m			L_/	入してくだ 	
(7)	ごみ集積	施設	3.	18		m²	合計	十面積	責 3	3.18	3 m ²		う 戸以上 で必要。 ¦
(8)	消防水利	•	防火水	く槽	_	カ	亦所	消少	く栓	_	7	か所	
(9)	排水施設	: ((3)付帯施設	構造	_									1
	以外)		延長	_	n	n							
(10)	防犯灯		1	カュ	所								1
			= -										

| 付替えの水路がある | 場合などに記入して | ください。

事業区域の面積が 3,000 ㎡以上の場合 などで必要。

記入例(付表2)

様式第1(第3条関係)

事業計画概要書

令和4年8月1日

東郷町長

殿

個人名又は法人名を記入してください。(法人 の場合は、代表者名も記入してください。)

住所 愛知郡東鄉町大学春木字羽根穴1番地

▲ 氏名 (株)トーゴーもっこくホーム

代表取締役 東郷あやめ

電話

0561-38-3111

押印不要

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第7条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1	事業計画に含まれる地 域の名称	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴100番地の一部、 101番地の一部、103番地の一部	
2	事業区域の面積	513.50 ^{m²}	
3	予定建築物等の用途	集合住宅(6戸) ← 戸数も記入して<	 (ださい。
4	工事施行者住所氏名	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地 (株)トーゴーもっこくホーム 住所も記入して 代表取締役 東郷あやめ	ください。
5	工事着手予定年月日	令和4年12月1日	
6	工事完了予定年月日	令和5年3月31日	
7	その他必要な事項		

代理人連絡先

氏名: (株)トーゴーもっこくホーム

東郷あやめ

連絡先

(電話番号): 0561-38-3111 (メールアドレス): togo@xxx.xxx.co.jp

(FAX): 0561-38-3111

事業計画概要書(付表2:集合住宅等)

(1) 戸数	6 戸	
(2) 工事種別	新築	
(3) 構造	木造 RC造 S造	
(4) 階数	地上 2 階、地下 一 階	
(5) 建築面積	212.12 m ²	
(6) 延べ面積	434.34 m ² 10mを超える場合は	
(7) 最高高さ	7.77 m 電波障害調査が必要	°
(8) 緑化 🔪	公園 - m² (内訳 - m²、 - m²)	
事業区域の3%以上が必要。	緑地 23.1 m² (内訳 – m²、 – m²)	
(東郷セントラル地区の場合 ! 別途基準あり) !	合計面積 23.1 m ²	
加速発生のリ	(事業区域に対する割合 4.5 %)	
(9) 下水道計画	管径 100 m 延長 20 m	
		以上
(10) ごみ集積施設	3.18 m ² 合計面積 3.18 m ² - で必	要。
⑴ 消防水利	防火水槽 ー か所	
	消火栓 _ か所	
(12) 消防活動用空地等	空地 幅 — m、長さ — m	
(13) 駐車場	6 台	
1戸に対して	間口 最高 2.5 mから 最低 2.5 m	
1台必要。	奥行き 最高 5.0 mから 最低 5.0 m	
(14) 集会室	— m²	

ハーモニカ型の場合は、 奥行 5.5m以上が必要。

記入例(付表3)

様式第1(第3条関係)

事業計画概要書

令和 4 年 8 月 1 日

東郷町長

殿

個人名又は法人名を記入してください。(法人 の場合は、代表者名も記入してください。)

住所 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

▲氏名 (株)トーゴーもっこくホーム

代表取締役 東郷あやめ

電話 0561-38-3111

押印不要

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第7条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1	事業計画に含まれる地 域の名称	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴100番地の一部、 101番地の一部、103番地の一部	
2	事業区域の面積	610.00 ^{m²}	
3	予定建築物等の用途	店舗(薬局)	
4	工事施行者住所氏名	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地 (株)トーゴーもっこくホーム 住所も記入してく 代表取締役 東郷あやめ	 ださい。
5	工事着手予定年月日	令和4年12月1日	
6	工事完了予定年月日	令和5年1月31日	
7	その他必要な事項		

代理人連絡先

氏名: (株)トーゴーもっこくホーム 東郷あやめ

連絡先

(電話番号): 0561-38-3111 togo@xxx.xxx.co.jp

(FAX): 0561-38-3111

事業計画概要書(付表3:特定用途建築物)

(1) 工事種別	新築 増築 改築
(2) 構造	木造 RC造 S造
(3) 階数	地上 2 階、地下 一 階
(4) 建築面積	250.50 m²
(5) 延べ面積	513.50 m ² 10mを超える場合は、
(6) 最高高さ	8.8 m 電波障害調査が必要。
(7) 緑化 🔪	公園 — m² (内訳 — m²、 — m²)
事業区域の3%以上が必	緑地 24.40 m² (内訳 - m²、 - m²)
要。(東郷セントラル地区の	合計面積 24.40 m²
場合別途基準あり	(事業区域に対する割合 4.0 %)
(8) 下水道計画	管径 100 mm、延長 20 m
	管径 — mm、延長 — m
(9) ごみ集積施設	一 m² 合計面積 一 m²
(10) 消防水利	防火水槽 - か所 区域面積:3,000 ㎡以上 ¦ 階数:5 階以上
	消火栓 _ か所 延面積:6,000 ㎡以上 は
(11) 消防活動用空地等	空地 幅 - m、長さ- mの場合に必要。
(12) 駐車場	6 台
	間口 最高 2.5 mから 最低 2.5 m
	奥行き 最高 5.0 mから 最低 5.0 m

階数:4階以上 の場合に必要。 事業内容から適切な台数を確保してください。 駐車マスの合計面積が 500 ㎡以上の場合、 駐車場法の技術的基準に適合する必要あり。

記入例(付表4)

様式第1(第3条関係)

事業計画概要書

令和4年8月1日

東郷町長

殿 個人名又は法人名を記入してください。(法人 の場合は、代表者名も記入してください。)

住所 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

氏名 (株)トーゴーもっこくホーム

代表取締役 東郷あやめ

電話 0561-38-3111

押印不要

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第7条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1	事業計画に含まれる地 域の名称	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴100番地の一部、 101番地の一部、103番地の一部	
2	事業区域の面積	510.50 m²	
3	予定建築物等の用途	駐車場	
4	工事施行者住所氏名	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地 (株)トーゴーもっこくホーム 代表取締役 東郷あやめ	さい。
5	工事着手予定年月日	令和4年12月1日	
6	工事完了予定年月日	令和5年1月31日	
7	その他必要な事項		

代理人連絡先

氏名: (株)トーゴーもっこくホーム 東郷あやめ

連絡先

(電話番号): 0561-38-3111 (メールアドレス): togo@xxx.xxx.co.jp

0561-38-3111

事業計画概要書(付表4:土地の用途の変更・土地の区画形質の変更)

(1) 地目	畑・山林
(2) 事業の予定期間	令和4 年 12月 1 日から
	令和5 年 1 月31 日まで
(3) 作業予定時間	午前・午後 9 時から午前 午後 5 時まで
(4) 車両台数	4 トン車 10 台・1 日当たり
(5) 排水施設	構造 —
	延長 - m

関係機関調整書(事業計画概要書添付用)

項目	注意事項・申請書類等	調整記録
<都市計画課>		〈手続き(申請等)〉
1 都市計画法第53条の許可	許可要の場合、次の書類の提出が必	あり(なし)
都市計画施設の区域内の	 要。区域内に建築する場合、木造2階	〈確認日・職員名〉
建築	建て等の制限あり	D4.7.4
許可要·許可不要	□許可申請書(都市計画法第53条)	R4.7.1
	□位置図、平面図、立面図	〇〇氏
2 緑化	(1)の3%以上の緑化が必要(小規模開	〈該当〉
(1) 事業区域面積 1,106.11 m²	 発等事業を除く)。ただし、特定土地利	あり(なし)
(2) 緑化面積 m²	用等事業のうち、(1)が 0.3ha 以上の場	〈確認日・職員名〉
割合 %	合は5%以上の緑化が必要。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
(3) 用途	(3)が戸建住宅・ガソリンスタンド・駐	11
戸建住宅・ガソリンスタ	車場の場合は、3%未満でも可の場合	
ンドへその他	あり。	
	 注)都市計画法第 29 条の開発行為、	
ンドの場合、3%未満でも	地区計画、建築協定、工場立地法	
¦ 可の場合あり。	に該当する場合、別基準(上乗せ)	
別途基準あり	の場合あり。	
3 駐車場 _	(1)、(2)1戸に対し1台必要	
(1) 戸数 5 戸	(3)間口 2.5m以上奥行き 5 m以上	〈手続き(申請等)〉
(2) 台数 5 台	(4)用途が戸建住宅の場合は、(3)の適用(ありなし
(3) 区画 間口 2.5 m	がない。	〈確認日・職員名〉
奥行き 6.0 m	(4)用途が社宅等の場合は、(3)の適用が	
(4) 用途	ない場合あり。	11
戸建住宅・社宅等	(5)一般公共用に供する駐車マスの面	
· その他 ()	積の合計が 500 m ² 以上の場合は、駐車	
(5) 駐車マスの面積の合計	場法 (昭和 32 年法律第 106 号) の手	
75.0 m ²	続が必要な場合あり。	
4 電波障害	(1)10m超のときは、調査が必要	〈該当〉
(1) 最高の高さ m		あり(なし)
(2) 調査		〈確認日・職員名〉
必要(不要)		11
		,,
5 集会施設	(1)、(2)50 戸以上の集合住宅を建築する	〈該当〉
(1) 用途	ときは、計画戸数×0.5 ㎡以上の有効	ありてなし
集合住宅	面積の集会室設置が必要	〈確認日・職員名〉
・その他 ()		11

(2) 戸数 戸		
(3) 集会室の面積 m ²		
6 地区計画	(1)、(2)区域内で該当する行為をすると	〈手続き(申請等)〉
(1) 区域	きは、届出が必要	ありなし
区域内(区域外)	□地区計画の区域内における行為の	〈確認日・職員名〉
(2) 行為	届出書	
建築物の建築・土地の区	注)条例の規定より地区計画の制限	11
画形質の変更	を優先して適用	
・その他 ()		
7 建築協定	(1)、(2)区域内で該当する行為をすると	〈手続き(申請等)〉
(1) 区域	きは、申請が必要	ありなし
区域内(区域外)	□建築協定承認申請書	〈確認日・職員名〉
(2) 行為	注)条例の規定より建築協定の制限	
建築物の建築・土地の区	を優先して適用	11
画形質の変更・その他		
8 宅地造成等規制法	申請の要否は、<愛知県尾張建設事務	〈該当〉
区域内区域外	所建築課>2宅地造成等規制法で確	ありなし
	認	〈確認日・職員名〉
		11
9 東郷町土採取規制条例	(1)1,000 m以上の場合、(2)1,000 m以	〈手続き(申請等)〉
(1) 面積 m²	上の場合は、許可が必要な場合あり	ありなし
(2) 土量 m³	□土採取事業許可申請書	〈確認日・職員名〉
		11
		,,
10 都市再生特別措置法	(1)の区域外で3戸以上の住宅の建築	〈手続き(申請等)〉
(1) 居住誘導区域	等をするとき、(2)の区域外で眼科・耳	あり(なし)
区域内区域外	鼻咽喉科・皮膚科整形外科の医療機	〈確認日・職員名〉
(2) 都市機能 <u>誘導区</u> 域	関、ショッピングモールの建築等をす	11
区域内 区域外	るときは、届出が必要	//
11 土地区画整理事業施行	(1)、(2)区域内で該当する行為をすると	〈手続き(申請等)〉
(1) 区域	きは、申請が必要	ありなし
区域内・区域外	□土地区画整理事業施行地区内建築	〈確認日・職員名〉
(2) 行為	行為等許可申請書	
建築物の建築・土地の形		11
質の変更・その他		

12 国土利用計画法	(1)、(2)市街化区域 2,000 m²以上、市街	
(1) 土地の面積 1,106.11 m ²	化調整区域 5,000 ㎡以上の土地の取引	〈手続き(申請等)〉
(2) 区域区分	は届出が必要	あり(なし)
市街化区域市街化調整	□土地売買等届出書	〈確認日・職員名〉
区域		11
13 公有地の拡大の推進に関	(1)、(2)、(3)都市計画施設(都市計画道	〈手続き(申請等)〉
する法律	路等) 含め合計 200 m 以上の土地又は	あり(なし)
(1) 土地の面積 1,106.11 ㎡	市街化区域 5,000 ㎡以上の土地を有償	〈確認日・職員名〉
(2) 区域区分	譲渡するときは、届出が必要	11
f街化区域·市街化調整	□土地有償譲渡届出書	,,
区域		
(3) 都市計画施設(都市計画		
道路等) 含む 含まない		
14 接道	特定土地利用等事業の場合、事業区域	〈該 <u>当〉</u>
	が接する道路は、建築基準法第 42 条	あり(なし)
	第1項に規定する道路である必要が	〈確認日・職員名〉
	ある。	
		11
15 排水の放流先	排水の放流先として、地下浸透式は原	〈該当〉
	則認められない。	あり(なし)
		〈確認日・職員名〉
		11
<都市整備課>		〈手続き(申請等)〉
1 排水	(1)接続箇所は原則1か所(宅地分譲等	ありなし
(1) 接続箇所数 5 か所	の場合は各戸原則1か所)	〈確認日・職員名〉
(2) 接続先	(2)、(3)接続先管理者の許可申請等	D4 7 4
☑道路側溝	・申請等の要否 ☑必要 □不要	R4.7.1
□水路(排水路)	・申請等の種類	××氏
□その他((接続先管理者が公共の場合)	
(3) 接続先管理者	☑道路に関する工事の設計及び	
☑東郷町	実施計画承認申請書	
□愛知県	□公共用物に関する工事の設計	
□国	及び実施計画承認申請書	
□その他(□その他 ()	
(4) 接続の管径 100 📠 🍾	(接続先管理者が公共でない場合)	
(5) 最終桝の泥だめ機能	□排水承諾書 (4)束4 土地区画整理事業中の場合は、	ı
あり・ なし	^{(4) 1} 土地区画整理組合に事前確認の上、	
(6) 流出雨水量	(5)泥 「組合」と記入してください。	

☑事業施行前と同等以下	(6)事業施行前と同等以下の流出雨水	
□事業施行前より増加	量であることが必要。	
2 乗入れ	(1)原則1か所。ただし、ガソリンスタ	〈手続き(申請等)〉
(1) 乗入れ箇所数 5 か所	ンド・店舗等の場合は、必要最小限の(ありなし
(2) 乗入れ幅 最大 6.0 m	範囲で2か所以上可	〈確認日・職員名〉
(3) 乗入れ角度 90 度	(2)車両の種類により異なるが、乗用車	
(4) 歩道	等の場合は次のとおり。	11
ありてよし	フラット・セミフラット式 標準3m	//
(5) 接続先	マウントアップ式 標準4m	
☑町道 □県道 □国道	(3)標準 90 度	
□その他 ()	(4) 接続先管理者の許可申請等	
	・申請等の要否 🗹 必要 🗆 不要	
	・申請等の種類	
	₫道路に関する工事の設計及び	
	実施計画承認申請書	
	□公共用物に関する工事の設計	
	及び実施計画承認申請書	
	□その他 ()	
	・申請の内容	
	☑側溝蓋かけ □歩道切下げ	
	□その他(
3 駐車場の形態	(3)駐車時は、事業区域内に通路を設け	
(1) 台数 合計 5 台	るなど、車両を事業区域内で切り返し	〈手続き(申請等)〉
(2) 自動車の種類	ができるよう計画	ありなし
A型 (乗用車・小型貨物)	(4)やむを得ず道路から直接出入りす	〈確認日・職員名〉
5 台	る場合で、連続4台以上になる場合	
B型(普通貨物 6.5t 積	は、車間空地3台ごとに0.5m以上1	
以下) 台	m以下の間隔を設ける	11
C型(大型·中型貨物 6.5	連続台数 台	
t 積を超える) 台	車間空地か所	
(3) 駐車時の出入りの形態	車間空地幅 最低 m~最大 m	
┛事業区域内の通路から	(5)歩道ありのときは、連続4台以上の	
出入り	駐車枠は設置不可	
□道路から直接出入り		
□その他 ()		
⑷ 道路の車道部に直接出		
入りできる駐車枠 (ハーモ		
ニカ型駐車)		

□連続3台以下		
□連続4台以上		
(5) 歩道		
あり、なし		
4 新設道路	(1)幅員6m以上が原則。次のいずれか	
(1) 幅員	に該当すれば、有効幅員4m以上も可	〈手続き(申請等)〉
最低 6.0 m	□区域面積 0.3ha 未満	ありなし
(2) 勾配	□新設道路延長 50m未満	〈確認日・職員名〉
縦断・最大 6 %	□住宅目的の街区内の区画道路で、	
横断・最大 2%	延長予定がない 120m未満	11
(3) 隅切り・1辺 3 m	(2)縦断 最大 12%を超えない。	
⑷ 接続道路	横断 標準2%	
ア 種別 町道	(3)交差角度 90 度は標準3m以上	
イ 幅員 6.5 m	(4)ア種別には、「県道」「町道」等を表	
(5) 町へ帰属予定	示、幅員は4m以上必要	
あり、なし	(5)帰属予定ありのときは、行き止まり	
(6) 交通安全施設	上送吸答ですく、標準幅員5m以上 作る場合は、「	
ア 防護柵 32条協議が		
ありうなし	□都市計画法第 32 条の規定に基づ	
イ 道路照明施設	く協議申請書	
(あり)なし	□土地寄附申込書	
ウ 視線誘導標	□その他 ()	
(あり) なし	(6)町が警察と協議し必要な施設を決	
工 道路反射鏡	定	
あり かなし	注)全ての項目について、東郷町道	
才 区画線	路構造の技術的基準を定める条	
しあり なし	例、愛知県開発許可基準に適合す	
	る必要あり	
5 新設排水施設	(4)帰属する場合の申請等	〈手続き(申請等)〉
(1) 規格	□都市計画法第 32 条の規定に基づ	ありなし
□道路側溝(集水桝含)	く協議申請書	〈確認日・職員名〉
□水路(排水路)	□土地寄附申込書	
□調整池	□道路に関する工事の設計及び実	11
□その他()	施計画承認申請書	//
(2) 蓋かけ	□公共用物に関する工事の設計及	
あり・なし	び実施計画承認申請書	
(3) 接続排水路	□その他()	
あり・なし		
(4) 町へ帰属予定		

あり・なし		
· · · · · ·	(1) Tital Foo 2011 = (0) 25 74 14 to 0	ノラナンノノ
6 特定都市河川浸水被害	(1)面積が 500 m ² 以上で、(2)が流域内の	(該当)
対策法	ときは、許可申請が必要な場合あり	ありっなし
(1) 事業区域面積1,106.11 m²	申請の要否は、<愛知県尾張建設事務	〈確認日・職員名〉
(2) 特定都市河川流域	所河川整備課 > 1 特定都市河川浸水	
☑流域内 (事業区域の一部	被害対策法で確認	11
も含)		
□流域外		
7 土地	(1)接道が建築基準法第 42 条第2項道	〈手続き(申請等)〉
(1) 官民境界の確定資料	路のときは、後退協議の手続きが必要	あり、なし
あり(なし)	注)地区計画道路の場合は、東郷町	〈確認日・職員名〉
	地区計画道路の整備に関する条	
	例第6条の規定に基づき、寄附又	11
	は使用貸借のいずれかの方法と	
	する。	
8 砂防法	規制区域内で土石、砂礫等の採取等を	〈該当〉
(1) 砂防指定区域	行うとき等は、許可申請が必要な場合(ありなし
┛指定区域内(事業区域の	あり	〈確認日・職員名〉
一部も含)	申請の要否は、<愛知県尾張建設事務	11
□指定区域外	所維持管理課>1砂防法で確認	
<下水道課>		〈手続き(申請等)〉
1 公共下水道	2(1)について	あり なし
(1) 供 <u>用</u> 開始区域	既設取付管がある区画については、	〈確認日・職員名〉
区域内 区域外	既設取付管を使用し、工事着手前に、	
以下、区域内の場合に記入	」」「排水設備等確認・変更確認申請書」の場合は、 ! 、	R4.7.1
工心区画発理中 土地区画整理組	の場合は、 」 合へ要確認 こと。	☆☆氏
2 排水設備の設置		
(1) 既設取付管	既設取付管がない区画については、	
あり3か所)・ なし	□取付管のみ先行設置する場合、「公	
(2) 公共ますの設置	共下水道に関する工事又は施設の	
5 か所	維持管理承認申請書」にて取付管の	
宅地造成のみの事業計画の	み承認工事にて設置	
場合は、公共ますの設置は認め	↓	
られないため、取付管を新設す	取付管設置完了後、宅内工事着手前	
るときはキャップ止めするこ	に「排水設備等確認・変更確認申請	
と。(0か所と記入)	書」を提出すること。	
(3) 公共ますの設置位置	又は、	
官民境界から1m以内	 □建築時に宅内排水設備と同時に取	
(4) 汚水の種類	TOTAL TOTAL PROPERTY OF THE PR	
(4) 14/4-12 12/20		<u> </u>

		_
生活汚水 事業系・	付管を設置する場合、工事着手前に	
その他()・造成のみ	「汚水ます設置届」及び「排水設備	
(5) 除外施設の設置予定	等確認・変更確認申請書」を提出す	
ありでなしう造成のみ	ること。	
(6) 特定施設の設置予定	(※既設取付管がない区画がある場	
あり、なし、造成のみ	合、いずれかの□に✔を記載するこ	
	と。)	
※特定施設…水質汚濁防止法		
施行令第1条及びダイオキシ	各申請書は必ず工事着手前に提出	
ン類対策特別措置法施行令第	すること。	
1条で示されている施設		
<産業振興課>		〈手続き(申請等)〉
1 農地法	登記の地目又は現況が田・畑等の農地	あり、なし
(1) 農地転用	のときは、次の書類の提出が必要	〈確認日・職員名〉
□許可が必要	□農地法第4条(第5条)許可申請書	D474
□届出が必要	□農地法第4条(第5条)届出書	R4.7.1
☑不要		口口氏
2 農業振興地域の整備に関	(1)で農振農用地区域内のときは、次の	〈手続き(申請等)〉
する法律	申出が必要	ありなし
(1) 農振農用地区域	□農用地利用計画変更申出書	〈確認日・職員名〉
区域内・区域外	注) 除外できない場合あり	
(2) 農振除外の見込み		11
あり・なし		
3 農業用施設	(1)、(2)区域に農業用施設があるとき	〈該当〉
(1) 農業用施設	は、使用の実態を確認し、付け替えの	ありなし
あり(なし)	必要性を確認	〈確認日・職員名〉
(2) 付け替えの必要性	□位置図、平面図及び施設構造図	11
あり・なし		,,
4 森林法	(1)伐採等をするときは、次の届出が必	〈手続き(申請等)〉
(1) 地域森林計画対象民有	要	ありなし
林の指定	□伐採及び伐採後の造林の届出	〈確認日・職員名〉
あり(なし)	□森林の土地所有者変更届	
(2) 面積	(2)1 ha を超える面積の場合、次の申請	11
1 ha 超・1 ha 以下	が必要(太陽光発電施設設置目的の場	
	合は 0.5ha)	
	□林地開発許可申請書	
	(事前に尾張農林水産事務所林務課	
	と要調整)	

5 工場立地法 製造業等の工場の場合 (1) 敷地面積 ㎡	(1)9,000 ㎡以上、(2)3,000 ㎡以上のと きは、届出が必要	〈手続き(申請等)〉 あり 〈確認日・職員名〉
(2) 建築面積 m²		// / / / / / / / / / / / / / / / / / /
<生涯学習課> 1 埋蔵文化財 あり なし	埋蔵文化財がある場合、工事着手60日前に届出が必要な場合あり □文化財保護法第93条に基づく届出	〈手続き(申請等)〉 あり・なし 〈確認日・職員名〉 R4.7.1 ■■氏
<環境課> 1 ごみ集積施設 (1) 戸数 5 戸 (2) 用途 住宅・その他() (3) 面積 3.18 ㎡ (4) 町への帰属予定 あり、なし	(1)、(2)5戸以上の住宅を建築するときは、設置が必要 (3)最低面積 2.4 ㎡以上(間口 1.6m以上×奥行 1.5m以上) (4)帰属には、分筆等が必要	〈該当〉 あり、なし 〈確認日・職員名〉 R4.7.1 ●●氏
2 騒音・振動 (1) 施設の設置 ありなし (2) 用途 工場・その他 住宅) 3 東郷町土質等規制条例 面積 m²	施設を新設するときは、次の届出が必要な場合あり(騒音規制法・振動規制法・県民の生活環境の保全等に関する条例) □特定施設設置届出書 1,000 ㎡以上の場合は、許可が必要な場合あり □土の埋立て等許可申請書	あり なし 〈確認日・職員名〉 //
<安全安心課> 1 消防水利 (1) 区域面積 1,106.11 ㎡ (2) 階数 地上 1 階 (3) 延べ面積 500 ㎡ (4) 施設 □防火水槽 基 □消火栓 か所	(1)、(2)、(3)区域面積 3,000 ㎡以上、地上5階以上、延べ面積 6,000 ㎡以上のいずれかに該当するときは、消防水利の設置が必要(120m(近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域は、100m)以内に消防水利があるときは、対象外)(4)防火水槽の設置割合は、消火栓:防火水槽=3:1以上	// あり なし 〈確認日・職員名〉 R4.7.1 ▲▲氏

2 消防活動用空地	(1)、(2)地上4階以上・最上階の床の高	〈該当〉
(1) 階数 1 階	さ 10m超のいずれかに該当するとき	あり(なし)
(2) 最上階の床の高さ4.0 m	は、消防活動用空地の設置が必要	〈確認日・職員名〉
(3) 空地の規模	(3)幅 6 m以上×長さ 12m以上	
幅 m	(4)幅:はしご自動車が容易に進入でき	11
長さ m	る幅	,,
(4) 進入路		
幅 m		
3 消防施設の配置等の確認	1の消防水利及び2の消防活動用空	〈該当〉
(確認先は尾三消防本部東郷	地の設置が不要の場合、尾三消防本部	あり(なし)
消防署予防課)	東郷消防署予防課への確認は不要	〈確認日・職員名〉
		11
4 防犯灯	延長 25m以上のときは、新設が必要	〈該当〉
新設道路 延長 1 m	(一部区域を除く。)	あり(なし)
		〈確認日・職員名〉
		11
<学校教育課>		〈該当〉
1 大型自動車の通行経路	通学時間帯の大型自動車の通学路の	ありうなし
通学路あり・通学路なし	通行は、原則不可	〈確認日・職員名〉
東郷小:通学路あり		R4.7.1
東郷中:通学路なし		◆◆氏
<尾三消防本部東郷消防署予		〈該当〉
防課 >	再掲。消防水利、消防活動用空地の設	あり(なし)
□消防施設の配置等の確認	置が必要な場合、その配置等について	(口自己判断)
	確認をする。	〈確認日〉
 関	L	R4.7.1
	有無を判断した場合は「自己判断」に√を¦	〈職員名〉
	記入する。 	※自己判断時不要
<愛知中部水道企業団給水課		〈該当〉
>		あり・なし
 □給水管理者の確認		(口自己判断)
		〈確認日〉
		R4.7.4
		〈職員名〉
		※自己判断時不要
/ 近 La ID +/n 上 1 丁 - m 、		
<愛知県都市計画課>		〈手続き(申請等)〉

1 愛知県土地開発指導要綱に係る事前協議 (1) 1 ha 以上の開発行為 該当・非該当	□土地開発行為協議申出書	あり なし (又自己判断) 〈確認日〉 R4.7.1 〈職員名〉 ※自己判断時不要
<愛知県住宅計画課> 1 人にやさしい街づくりの推進 (1) 届出の要否必要・不要	□特定施設整備計画届出書□その他()	〈手続き(申請等)〉 あり なし (☑自己判断) 〈確認日〉 R4.7.1 〈職員名〉 ※自己判断時不要
<愛知県尾張建設事務所建築課> 1 都市計画法 (1) 開発許可(法第29条) 必要・不要 (2) 新築等許可(法第43条) 必要・不要 2 宅地造成等規制法 (1) 申請の要否 申請必要 申請不要	☑開発行為許可申請書 □建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書 □宅地造成に関する工事の許可申請書	(手続き) (□ 〈 R4.7.1 〈 ** ** ** * * * * * * * * * * * * * *
< 愛知県尾張建設事務所維持管理課> 1 砂防法 (1) 砂防指定区域 区域内 (事業区域の一部も含)・区域外 (2) 申請の要否 必要 不要 < 愛知県尾張建設事務所河川 整備課>	□砂防指定地内行為許可申請書 □その他() □雨水浸透阻害行為許可申請書	〈手続き(申請等)〉 あり なし (□自己判断) 〈確認日〉 R4.7.4 〈職員名〉 ※自己判断時不要 〇×氏 〈手続き(申請等)〉 あり なし

1 特定都市河川浸水被害対	□その他 ()	(□自己判断)
策法		〈確認日〉
(1) 特定都市河川流域		R4.7.4
流域内(事業区域の一部		〈職員名〉
も含)・流域外		※自己判断時不要
(2) 申請の要否		A A IT
必要・不要		◇◆氏
		ノコナンノン
<愛知県尾張農林水産事務所		〈該当〉
林務課>		あり(なし)
1 森林法		(工自己判断)
保安林の該当		〈確認日〉
あり(なし)		R4.7.1
		〈職員名〉
		※自己判断時不要
. ~ 1		(-/4) (4 =+ bb)
<愛知県尾張県民事務所環境		〈手続き(申請等)〉
保全課>	3,000 m ² 以上の土地の区画の形質の変	ありなし
1 土壤汚染対策法	更のとき、次の届出が必要な場合あり	(□自己判断)
(1) 届出の要否	□一定の規模以上の土地の形質の変	〈確認日〉
必要 (不要)	更届出書	R4.7.4
		〈職員名〉
		※自己判断時不要
		※※氏

- 注1) この概要書の説明欄に記載されている内容は、東郷町における開発等事業を 実施するために必要な基本的なものを記載しています。この概要書に記載され ている条件に全て適合する場合でも、事前協議によって条例の基準に適合しな いことが分かることがあります。
 - 2) 選択項目については、該当部分に○を記入又は□に✔をしてください。